

補助金一覧表

(R8.4.1改定)

項 目		内 容	金 額 (上限額)	
フェンス・塀・門等撤去費		後退用地等内にあるフェンス・塀・門等を除去し、道路築造に支障のない形態にする費用	ブロック塀以外のもの	1 mにつき5,000円
			ブロック塀	1 mにつき7,800円
樹木撤去費		後退用地等内にある樹木を除去する費用	低 木	1本につき800円
			中 木	1本につき2,200円
			高 木	1本につき8,000円
配管等移設費		後退用地等内にある配管等を移設する費用	水道メーター（市が管理するものに限る）	1箇所につき39,800円
			汚水ます（市が管理するものに限る）	1箇所につき59,400円
			汚水ます（市が管理するものを除く）	1箇所につき30,200円
			雨水ます	1箇所につき30,200円
擁壁工事費	撤去費	後退用地等内にある擁壁を除去する費用	高さ0.3m以上0.8m未満の構造物	長さ1 mにつき9,400円
			高さ0.8m以上1.5m未満の構造物	長さ1 mにつき22,100円
			高さ1.5m以上の構造物	長さ1 mにつき24,700円
	設置費	後退用地等内にある擁壁を除去した場合に、新たな擁壁を後退後の敷地内に設置する費用	高さ0.3m以上0.8m未満の構造物	長さ1 mにつき13,000円
			高さ0.8m以上1.5m未満の構造物	長さ1 mにつき25,500円
			高さ1.5m以上の構造物	長さ1 mにつき40,500円
土間コンクリート等撤去費		後退用地等内にある土間コンクリート、アスファルト舗装等を除去する費用	1㎡につき2,800円	
アスファルト舗装施工費		後退用地等内にアスファルト舗装（市が管理するものに限る）を施工する費用（側溝の設置含む）	1㎡につき13,200円	

備考

- 1 この表に定める補助の項目ごとに、この表に定める金額により算出した額が補助の対象となる行為に要した費用の額を超えるときは、当該行為に要した費用の額を補助金の額とする。
- 2 補助金の額の算定の基礎となる高さ若しくは長さが0.1メートルに満たないとき又は面積が0.1平方メートルに満たないときはこれを切り捨て、その高さ若しくは長さに0.1メートル未満又は面積に0.1平方メートル未満の端数があるときは当該端数を切り捨てて計算する。
- 3 ブロック塀は高さ80cm以上のものを補助の対象とする。
- 4 低木とは樹高1m未満、中木とは樹高1m以上3m未満、高木とは樹高3m以上の樹木をいう。
- 5 配管等移設費は撤去のみ行った場合も対象とする。その場合の補助金の額は移設費の2分の1の額とする。
- 6 アスファルト舗装施工費を除く補助金の合計の上限額は、100,000円とする。
- 7 アスファルト舗装施工費の補助金の額の算定の基礎となる面積のうち、側溝の設置に係る面積は、当該側溝の設置に係る土地の占有面積（後退用地等の区域内の部分の占有面積に限る。）とする。
- 8 補助金等の合計額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 9 市から補助金を受けて行う撤去又は設置は補助の対象として算定しないものとする。
- 10 条例の施行後に設置された工作物等（市長が特に認めるものを除く。）の移設、撤去及び撤去に伴う設置又は施工は補助の対象として算定しないものとする。